

負担割合		負担区分		自己負担限度額	食費（1食）		居住費（1日）	
					医療区分 1	医療区分 2・3	医療区分 1	医療区分 2・3
3 割	現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万以上	252,600円+（総医療費-842,000円）x1% 〈4回目以降は140,100円〉	510円 指定難病 300円		370円 指定難病 0円		
		Ⅱ 課税所得380万以上690万未満	167,400円+（総医療費-558,000円）x1% 〈4回目以降は93,000円〉					
		Ⅰ 課税所得145万以上380万未満	80,100円+（総医療費-267,000円）x1% 〈4回目以降は44,400円〉					
2 割	一般 Ⅱ		57,600円 〈4回目以降は44,400円〉	510円 指定難病 300円		370円 指定難病 0円		
1 割	一般 Ⅰ		57,600円 〈4回目以降は44,400円〉	510円 指定難病 300円		370円 指定難病 0円		
	低所得区分Ⅱ		24,600円	240円	240円 （長期190円）	370円		
				指定難病 240円 （長期190円）		指定難病 0円		
	低所得区分Ⅰ		15,000円	140円	110円	370円		
				指定難病 110円		指定難病 0円		
	老齢福祉年金受給者 （後期高齢者医療制度のみ）		15,000円	110円		0円		
	境界層該当者			指定難病 110円		指定難病 0円		

負担区分は「限度額適用・標準負担額認定証」の限度額区分

住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関に提示することにより食事代が減額されます。

※低所得区分Ⅱとは：世帯員全員が市町村民税非課税である世帯の方。

※低所得区分Ⅰとは：世帯員全員が市町村民税非課税で、かつ各所得が必要経費控除額（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯の方。

●標準負担額減額認定証の交付申請に必要なもの：保険証・お手持ちの減額認定証がある場合は、その認定証

●長期入院該当の場合（90日超）の申請に必要なもの：お手持ちの減額認定証・90日以上入院していた事を証明する領収書または医療機関の証明書

●申請先・お問い合わせ

高知市：高知市役所 保健医療課 後期高齢者医療係

高知市外：各市町村役場 後期高齢者担当係

※	所得区分	自己負担限度額（月額）	食費（1食）		居住費（1日）	
			医療区分1	医療区分2・3	医療区分1	医療区分2・3
(ア)	国保：年間所得901万円超 健保：標準報酬月額83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% （4回目以降、140,100円）	490円 （指定難病は280円）		370円	
(イ)	国保：年間所得600万円超～901万円以下 健保：標準報酬月額53万円～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% （4回目以降、93,000円）				
(ウ)	国保：年間所得210万円超～600万円以下 健保：標準報酬月額28万円～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% （4回目以降、44,400円）				
(エ)	国保：年間所得210万円以下 健保：標準報酬月額26万円以下	57,600円 （4回目以降、44,400円）				
(オ)	住民税非課税	35,400円 （4回目以降、24,600円）	230円	230円 （長期180円）		

※の区分は「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の限度額区分表示

（限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について）

70歳未満の方は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付を受け、医療機関に提示すると医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済むことになり、一時的な費用負担が軽くなります。

●申請先・お問い合わせ

国民健康保険高知市：高知市役所保健医療課 給付係 TEL823-9359
国民健康保険高知市以外：各市町村役場 担当係
健康保険：各保険者係

※	所得区分	自己負担限度額（月額）	食費（1食）
（ア）	国保：年間所得901万円超 健保：標準報酬月額83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% （4回目以降、140,100円）	490円 （指定難病は280円）
（イ）	国保：年間所得600万円超～901万円以下 健保：標準報酬月額53万円～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% （4回目以降、93,000円）	
（ウ）	国保：年間所得210万円超～600万円以下 健保：標準報酬月額28万円～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% （4回目以降、44,400円）	
（エ）	国保：年間所得210万円以下 健保：標準報酬月額26万円以下	57,600円 （4回目以降、44,400円）	
（オ）	住民税非課税	35,400円 （4回目以降、24,600円）	230円 （長期 180円）

※の区分は「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の限度額区分表示

（限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について）

70歳未満の方は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付を受け、医療機関に提示すると医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済むことになり、一時的な費用負担が軽くなります。

●申請先・お問い合わせ

国民健康保険高知市 : 高知市役所保健医療課 給付係 TEL823-9359
国民健康保険高知市以外 : 各市町村役場 担当係
健康保険 : 各保険者係